

【ポスターセッション】

委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターの支援実態に関する研究

—自事業所でのサービス等利用計画作成率に着目して—

○ 福井県立大学 相馬 大祐 (6655)

キーワード：障害児者 相談支援事業 基幹相談支援センター

1. 研究目的

1990年代の社会福祉基礎構造改革以降、供給される公的な社会福祉サービス（以下、サービス）の量的整備が進むとともに、多様なニーズに対応するため、サービス種が豊富になっていると言える。この背景としては、入所施設にて一括してサービスを提供する時代から、地域での生活を基盤とし、多様なサービスを提供する時代への変化も重要な要因と考えられる。小林は社会福祉の供給体制においては、サービスの「決定」とそれに基づくサービスの「提供」が分離して構築され、この2つの過程をつなぐケアマネジメントを担う機関の重要性が増していると指摘している（小林 2002）。障害福祉領域の供給体制においても、2012年にサービスを利用する者にはサービス等利用計画の作成が義務付けられ、サービスの「決定」と「提供」が分離して構築されたと言える。

一方、公平性の原理に基づいて供給されるサービスは、人々の求めるニーズに対応しえない面を持っている（小松 2011）。例えば、制度と制度の隙間が生まれるという課題が存在し、その課題への克服として、地域における何らかの支援のシステム化の有効性が指摘されている（小林 2007）。サービスで対応することが困難な障害児者については、地域生活支援事業の相談支援事業にて対応することが求められるが、相談支援についての考え方の相違、相談支援専門員の活動内容の格差等が指摘されている（日本相談支援専門員協会 2011）。そこで、本研究では地域生活支援事業の相談支援事業の委託を受けている事業所（以下、委託相談支援事業所）及び基幹相談支援センターの支援内容を明らかにし、障害児者の地域での生活に必要な支援の構築に資することを目的にする。

2. 研究の視点および方法

現行の相談支援体系は、地域生活支援事業における相談支援事業、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業、地域移行・定着支援を行う一般相談支援事業に体系化されており、多くの都道府県や市町村内では、自身の地域の現状を把握した上で計画的に整備されている。そのため、無作為に事業所を選定するのではなく、都道府県単位での調査が有効であると考えた。そこで、本研究では4県を研究対象地域と設定した。設定にあたっては、①障害者の相談支援体制を率先して構築している、②相談支援従事者のネットワーク構築を先駆的に行っている、③人口規模に配慮する（700万人以上の規模の2県、200

万人未満の規模の2県)といった3点を考慮した。また、本研究ではサービスで対応することが困難な障害児者の支援実績と自事業所で作成したサービス等利用計画作成率との関連に着目した。4県の委託相談支援事業所及び基幹相談支援センター259事業所に郵送配布し、郵送にて回収した。結果として、73事業所から回答があった(回収率28.1%)。

3. 倫理的配慮

本研究は社会福祉学会研究倫理指針に則り、実施した。具体的には都道府県名、市町村名、事業所名については個人が特定されないよう、公表しない等の対応を取った。

4. 研究結果

まず、それぞれの事業所の相談実人数の内、自事業所にて作成したサービス等利用計画数がどの程度なのか、その割合を自事業所でのサービス等利用計画作成率として確認した。その結果、特に委託相談支援事業所において、サービス等利用計画を作成している事業所と作成していない事業所のばらつきが大きい傾向にあった。

サービス等利用計画の作成が少ない委託相談支援事業所の特徴としては、自治体との定期的な話し合いが1ヶ月に1回以上ある事業所が多い傾向にあった。さらに、支援内容についてサービス等利用計画の作成が少ない委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターの特徴としては、障害者総合支援法等のサービス利用を拒否する者への支援を多く行っている傾向がうかがえた。

5. 考察

障害者の相談支援体制を率先して構築している都道府県においても、サービス等利用計画の作成に迫られている委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターが確認された。一方、自らの事業所ではサービス等利用計画を作成していない事業所は、障害者総合支援法等のサービスに自らつながらない障害児者やその家族に対し、支援をしている傾向にあった。このような対応については、自治体の担当者の理解が不可欠であり、月1回以上定期的な会議を行う等、行政と事業所で相談支援とは何かについて話し合う場の必要性がうかがえた。

【参考文献】

- 小林良二(2002)「戦後社会福祉の政策展開と展望(二)ー組織論の観点から」『戦後 社会福祉の総括と二十一世紀への展望 III政策と制度』43-63, ドメス出版.
- 小松理佐子(2011)「地域生活支援のニーズと充足方法」『日本福祉大学社会福祉論集』第124号, 39-53.
- 小林良二(2007)「地域生活支援システムの現状と課題」『社会福祉研究』第99号, 31-36.
- 日本相談支援専門員協会(2011)『障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及』